

議案第 68 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うため

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市情報公開審査会条例の一部改正)

第1条 海老名市情報公開審査会条例（昭和63年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条」に改める。

(海老名市市税条例の一部改正)

第3条 海老名市市税条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(海老名市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第4条 海老名市固定資産評価審査委員会条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改める。

(海老名市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第5条 海老名市消防団員等公務災害補償条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。